

## フィジー出張報告 ～現地セミナーと関係機関訪問～

国際協力部教官

原 彰 一

国際協力部教官

村 上 愛 子

### 第1 はじめに

法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）は、本年3月、フィジー共和国（以下「フィジー」という。）との間で、法務・司法分野における新たな協力関係を構築する取組の一環として、同国の法務・司法関係者を我が国に招いて共同研究を実施する予定であるところ、本出張は、関係機関との新たな協力関係の構築に当たり、法務総合研究所を代表して、瀬戸毅前法務総合研究所長とともに、フィジーの司法長官や司法大臣、最高裁長官などを表敬訪問し、訪問先で支援の具体的なニーズを聴取した上、共同研究のテーマ等について具体的な協議を行い、さらに日・フィジー間の法・司法制度等の相互理解の醸成を目的とした現地セミナーを行うために実施したものである。

### 第2 出張日程

以下、日程は全て2024年（令和6年）

10月2日（水） 出国

3日（木） フィジー・スバ着

- Legal Aid Commission 訪問
- 関係機関主催のレセプション（司法大臣、司法長官らが出席）

4日（金）

- 裁判所訪問
- Ministry of Justice 訪問
- Fiji Independent Commission Against Corruption 訪問

6日（日）

- 在フィジー日本国大使館道井緑一郎特命全権大使との意見交換

7日（月）

- The Office of the Attorney-General 訪問
- The Office of the Director of Public Prosecutions 訪問

8日（火）

- 現地セミナー
- Fiji Correction Service 訪問
- JICAフィジー事務所訪問

スバ発

9日（水） 帰国

### 第3 出張結果

#### 1 Ministry of Justice（司法省）<sup>1</sup> 訪問

Siromi Turaga（シロミ・トゥランガ）司法大臣を表敬訪問し、同大臣からは、出張団に対する歓迎の言葉が述べられ、日本に対する信頼と共同研究をはじめとする今後の協力に対する強い期待が示された。本表敬に際しては、司法省内の各部署の幹部も同席し、それぞれが所管する登録・登記業務のデジタル化などに関する課題が述べられた。この点、司法大臣からは、日本における会社の登記制度や出生等の登録制度につき質問があったため、我が国における商業登記や戸籍制度の概要につき説明したところ、同分野について、より正確かつ効率的に業務を行うための知見を提供してもらいたいとの要望があった。

また、司法大臣からは、昨年1月に創設された「日フィジー戦略的司法対話」について前向きな発言があったほか、両国における法の支配を推進させるべく、引き続き協力関係を強化していきたい旨の意向が述べられた。

#### 2 The Office of the Attorney-General（司法長官府）<sup>2</sup> 訪問

Graham Leung（グラハム・レオン）司法長官及び Ropate Green Lomavatu（ロパテ・グリーン・ロマバツ）訟務局長を表敬訪問した。司法長官からは、法の支配の重要性和司法長官府における取組について説明があったほか、今後、フィジーと日本との間で、双方のニーズやリソースに合わせたテラーメイドのパートナーシップ関係を構築していきたい旨の意向が示され、日本側のアイデアを共有してほしいとの要望があった。また、訟務局長からは、司法長官府が抱える課題として、記録のデジタル化と事件管理（Digitalization of records, Case management）が挙げられた。司法長官からは、同分野に関する支援の要望に加えて、司法長官府に所属する法律家の能力向上等も今後の共同研究のテーマになり得るとの意見が述べられ、共同研究への職員の派遣に非常に意欲的であった。

また、表敬に続き、司法長官府のオフィスを見学し、訟務、法令の起草、改正及び知的財産事務所等の各部門の担当者から、業務説明及びそれぞれが抱える課題について説明を受け、意見交換を行った。中でも、法令の改正を担当する Law Reform Commission<sup>3</sup>の担当者からは、後述するように、最高裁から依頼を受けて古い英国式の訴訟法改正に向けた検討をしていることなどについて説明があったほか、知的財産

<sup>1</sup> フィジー司法省は、Corporate Service Division（総務部門を担当）、Registrar of Companies Office（商業登記等を所管）、Official Receiver Office（破産手続の監督等を所管）、Registrar of Births, Deaths and Marriages Office（出生等の登録を所管）、Registrar of Titles Office（不動産登記等を所管）等の部署から構成されている。

<sup>2</sup> 司法長官はフィジー政府の Chief Legal Advisor to the government とされ、法解釈等に関する助言を行う（我が国の内閣法制局長官に近いとも評される。）。また、司法長官府の業務は、Litigation Services（訟務を担当）、Drafting and review of contracts, policies and legal advice services（各種の法的アドバイス等を担当）、Legislative drafting section（法令の起草等を担当）、Boards, Committees and Commissions（各種委員会等）に大別される。法令の起草等を担当する部署は、各種の法・司法機関から起草の依頼を受けるが、実働は5名しかいないため、多忙である旨の説明があった。

<sup>3</sup> 司法長官府傘下であるが、独立した組織である。法令の起草を担当する部署との役割の違いとしては、新たな分野の法律案や抜本的な法改正など、多くの利害関係者が関わり、当該分野について詳細な調査・検討を要する場合に、最終報告書を法令起草部署向けに作成することを主な業務としている。

を取り扱う Intellectual Property Office の担当者からは、職員の専門的知識が不足しているなどの課題が示された。

### 3 裁判所訪問

本出張では、High Court（日本でいう地方裁判所に相当）<sup>4</sup>を訪問し、刑事事件を中心に裁判手続を傍聴した。傍聴した刑事事件の一つでは、法廷で、検察官、弁護人がそれぞれ予定している証人の人数等を含む立証計画を説明し、Pre-Trial Conference 及び Trial の日程が定められるなどの手続が行われていた。なお、案内をしてくれた裁判所職員からは、傍聴した事件の裁判官はニュージーランド国籍であり、裁判官の国籍要件は必要とされていないこと、フィジーでは陪審制は廃止されたことなどの説明があった。

裁判傍聴に続いて、日本の裁判所における民事訟廷及び刑事訟廷にあたる Civil Registry、Criminal Registry を見学した。Civil Registry においては、訴訟記録は紙で管理されているものの、Case Management System が存在し、事件番号、訴えの理由 (Cause of Action)、当事者名、代理人の有無及び代理人名などといった事件に関する基本情報がシステム上に登録されていた（ただし、担当者の説明によると、裁判官が訴訟記録を使用している間に当事者から照会があった場合に回答する目的で記録しており（“customer service”と言っていた。）、裁判官が同システムにアクセスして事件管理に使用するわけではないとのことであった。）。また、担当者の説明によると、裁判官が法廷で記載したメモの内容を、担当のスタッフが同システムに入力しているとのことであった。他方、Criminal Registry においては、このようなシステムは存在せず、Registry と呼ばれる事件管理簿に、一つ一つの事件の情報が手書きで記載され、管理されていた。

また、最高裁判所長官（High Court の長官も兼務）への表敬訪問と長官を含む裁判官と裁判手続に関する意見交換を行う機会を得た。長官からは、民事事件のバックログの問題があり、その原因として古い英国法を参考にした民事訴訟法が改正されないままであるという事情があり、裁判手続を当事者主導<sup>5</sup>から裁判官主導にするための手続法の改革が必要で、そのための法改正をしたい旨の説明があった<sup>6</sup>ほか、刑事事件を担当する上席の裁判官からは、ICDが行う支援のスキームや裁判官に対する人材育成支援等に関して質問を受け、日本の支援に対する高い関心がうかがわれた。

<sup>4</sup> フィジーの裁判所は、Supreme Court、Court of Appeal、High Court、Magistrate's Court があり、憲法上、司法権の独立が認められている。

<sup>5</sup> 弁護士が報酬目的で事件を引き延ばすとの指摘もあった。

<sup>6</sup> 最高裁長官の話では、10年以上を要する事件があるが、事件を2年以内に終わるようにしたいとのことであった。





【司法省訪問（司法大臣表敬）】



【司法長官府訪問（司法長官及び訟務局長表敬）】



【裁判所訪問（最高裁長官表敬）】

#### 4 その他フィジーの法務・司法関係機関への訪問

本出張では、上記訪問先に加え、下記の関係機関に訪問した。

##### (1) Legal Aid Commission（法律扶助委員会。以下「L A C」という。）訪問

L A Cは、民間（私選）の弁護士に依頼する資力がないなどの一定の基準を満たす市民に対し、無料の法律扶助サービスを提供することを任務とし、民事、刑事及び家事事件を受任している<sup>7</sup><sup>8</sup>。フィジー国内に26の事務所、116人の弁護士を擁する同国内で最大規模の弁護士事務所<sup>9</sup>であり、組織内で弁護士に対するトレーニングや学校での法教育・啓発活動も実施しているとのことであった。

L A Cでは、現在係属している事件が全体で1378件（弁護士1人あたり119件）に上り、各弁護士が非常に多忙であることなどの説明があり、裁判所への書類提出の電子化（e-Filing）など業務の効率化に向けたニーズが示された<sup>10</sup>。

##### (2) The Office of the Director of Public Prosecutions（検察庁。以下「D P P」という。）訪問

D P Pには、Directorを筆頭に、合計53名の検察官が在籍しており、General

<sup>7</sup> 他にも児童虐待のケースや夫婦間の争いにおける子の代理のために、裁判所から命令を受けて訴訟代理をすることがある。

<sup>8</sup> 特に first hour procedure と呼ばれる手続に関する取り決めがあり、警察は被疑者の逮捕後1時間以内にL A Cに連絡する必要があるため、L A Cでは、その後直ちに接見できるよう準備しているとのことであった。

<sup>9</sup> 政府から独立している組織であるが、弁護士への報酬を含め国の予算で運営されており、所属弁護士は、L A Cの業務以外に私的な弁護活動を行うことができない。

<sup>10</sup> 弁護士は、4年間の法学教育を履修した後、6か月の研修プログラムを受けて、当局から承認を得て大学が実施する司法試験に合格することであることができる。なお、裁判官については、弁護士として10年間の経験を経た後に magistrate になることができ、15年間の経験を経た後に裁判官になることができる。



Crimes Division（一般事件を担当）、Narcotics Division（薬物事件を担当）、Serious Fraud Division（重大詐欺事件を担当）、Sexual Crimes Division（性犯罪事件を担当）が存在する。原則として、警察が捜査を行い、D P Pは警察による捜査を監督する立場にあり、捜査が不十分な場合には、警察に再捜査を指示することができ（ただし、薬物事件については、再捜査を指示するなどして事件記録が行ったり来たりしないよう捜査段階から検察官が関与して捜査が行われている。）、D P Pが、訴追権限を有する。

D P Pでは、執務フロアのほか、捜査書類等の保管スペースを見学した。捜査書類は、基本的に紙で管理されていたものの、Case Management Systemが存在し、被告人名、事件名、罪名及び公判期日等の公判情報がシステム上で管理されていた。D P Pでも、裁判所にオンライン上で書面等の提出を行う e-Filing や、電子的に証拠開示を行う e-Disclosure のニーズが高いことがうかがわれた。

(3) Fiji Independent Commission Against Corruption（汚職対策独立委員会。以下「F I C A C」という。）

F I C A Cは、2007年に新設された組織<sup>11</sup>であり、検察と異なり、汚職事件の捜査及び訴追の両方を担当するほか、汚職防止及び反汚職に向けた教育もその任務としている。組織は、Commissioner（委員長）を筆頭に、Legal、Investigations、Corruption Prevention等の各部署が存在する。

F I C A Cが算出したデータによれば、2023年8月から2024年7月までの1年間で捜査された事件数は442件であり、事件数は増加傾向にあるとのことであり、裁判手続の円滑化も含め、ケースの管理が重要であるとの認識が示された。

(4) Fiji Correction Service（矯正局。以下「F C S」という。）訪問

F C Sのプレゼンテーションによると、全体で2129人の収容者に対し、職員は1033人とのことであり、国内16か所の矯正施設につき紹介があった。また、過去10年の収容者に関する分析結果が示され、薬物事犯が増加傾向にあることが示された。

なお、矯正局のみならず、今回の出張を通じて、フィジーの刑事実務家らに聴取したところによると、フィジーは、中南米からオーストラリア、ニュージーランド等へ薬物を密輸する際の中継地点となっており、薬物事件の件数が多いこと、性犯罪の件数も多く社会問題となっていること（ただし、世界的にみて突出して多いわけではない）などが話題に上っていた。

<sup>11</sup> それまではD P Pのみに汚職訴追の権限があった。なお、現時点でもD P Pに汚職訴追の権限はあるとされる。

## 5 現地セミナーの実施

本出張の最終日には、フィジーの法務・司法関係機関が一堂に会し、現地セミナーが行われた。

本セミナーには、在フィジー日本国大使館道井緑一郎特命全権大使及び板倉言葉一等書記官にもご参加いただいた<sup>12</sup>。冒頭の挨拶において、道井大使より、日本の法務省の司法外交や、法務総合研究所及びICDの取組について改めて御説明いただき、法務・司法分野における今後の連携について期待する旨の御発言をいただいた。

本セミナーの日本側発表では、初めに、原教官から、日本の司法制度と民事訴訟手続の概要を説明した。次に、村上教官から、「日本の法務・司法分野における統計の概要」と題し、最高裁判所が発行する司法統計及び法務総合研究所が発行する犯罪白書に焦点を当て、その役割や内容について発表を行った。

また、フィジー側からは、裁判所、DPP、FICAC、LAC、司法長官府及び司法省の6機関より、改めて各機関の任務及び現在抱えている課題等についてプレゼンテーションが行われた。

さらに、日本側と前記6機関との間で、日本における共同研究のトピックについて協議を行った。司法省、司法長官府及び裁判所からは、各訪問時にも要望があったとおり、デジタル化に関するニーズが述べられた。また、司法長官府からは知的財産に関する人材育成、DPPからは職員の能力向上のための日本側からの知見共有、LACからはサイバー犯罪に関する研修などといった個別のニーズも寄せられた。これに対し、日本側からは、各機関に対し、プレゼンテーションとトピックに関する多様な意見を出していただいたことに対して謝意を伝えるとともに、初回の共同研究については、日本側のリソースやICDの主な支援分野が民商事法分野であることも考慮した上で検討し、おってフィジー側に提示する旨述べた。

---

<sup>12</sup> なお、道井大使には、本出張中、フィジーを含む島しょ国の概況説明及びフィジーの内政等について詳細に御教示いただき、また、各訪問先への表敬にあたっては、大使館の方にも御同行いただくなど、本出張を全面的にサポートしていただいた。



【現地セミナーの様子】

## 6 JICAフィジー事務所訪問

本出張の最後の訪問先として、JICAフィジー事務所を訪問した。同所では、末兼賢太郎次長らより、同事務所の概要及び所管業務等の説明をいただいた。

当方からは、ICDの業務説明、本出張の概要及び共同研究をはじめとする今後の支援の見通しについて説明を行った。JICA事務所側からは、法務・司法分野については、オーストラリアやニュージーランドの支援も行われていると聞いており、日本として、いかなる支援を行う予定であるか尋ねられたため、本出張を通じて、事件管理やIT化などに関する支援のニーズが高いと認められたことから、係る分野の支援から開始するとともに、今後の支援の対象を検討していきたい旨回答した。

JICA事務所からは、ICDがフィジー支援を開始することは時宜にかなったものであり、将来的にぜひ連携していきたいとの非常に前向きな発言があった。持続的



な支援が見込めるトピックが見つければ、JICA支援につなげていくことは可能なように思われた<sup>13</sup>。

#### 第4 所感

本出張では、フィジーの法務・司法分野の主要機関全てを訪問する機会を得たが、どの訪問先からも歓迎いただき、日本に対する支援の期待の大きさを実感した。特に、オーストラリアとニュージーランドは、フィジーを含む太平洋島しょ国の伝統的なドナーであるが、特に民商事分野での支援は必ずしも十分ではなく、もともと親日的であることに加えて、相手国に寄り添った形で我が国の支援スタイルに期待するところが大きいように感じた。

また、訪問先ごとに支援ニーズは様々であったが、どの機関でも共通していたのはデジタル化に対する支援要請である。この分野については、ICDの支援対象国の多くも同様のニーズを有していることから、ICDとして、今後、いかなる支援を行うことができるか、他省庁や研究機関の取組なども参考にしながら検討し、整理する必要性があると感じた。

加えて、フィジー側のニーズを聞くと、技術協力にとどまらず、業務のデジタル化に向けたシステム構築や機材自体の提供を望んでいるものと思われるものが少なかった。この点、司法長官府の訟務局長及び担当者には、昨年7月の来日の機会を利用し、事前にICDの業務説明等を行っていたものの、他の機関については、技術協力を基本とするICDの支援スキームが事前に十分理解されていなかったことが原因と思われる。今一度、共同研究の機会などを利用して、ICDの支援枠組みについて説明を行うとともに、提供可能な支援の在り方について検討していく予定である。

なお、本出張では、DPPやFICACなど刑事分野における支援のニーズも把握したものの、多くの関係機関がある中でICDとして直ちに当該分野で支援を実施できるわけではなく、UNODCなど他に適切な支援機関があることからすると、今後、他のドナーとも情報共有しながら支援先及び分野を検討する必要があると感じた。

最後に、本出張にご協力いただいた関係者の皆様に対し、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

<sup>13</sup> 実際に競争法の分野で公正取引委員会が実施している国別研修が実施されるとのことであった。